

フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー

1.個人情報の取得方法の表示 フォーシーズ株式会社は適法かつ公正な手段により個人情報を取得いたします。(1)本人から直接同意を得る取得。(2)来訪者記録用ビデオでの取得。(3)保険代理業務での申し込み情報での取得。(4)当社による口頭での本人情報の取得。(応対者の品質向上の目的等の為に録音する場合があります)

2.個人情報の利用目的の表示 フォーシーズ株式会社は、次の利用目的の範囲内でお客様から取得した個人情報を利用いたします。個人情報に含まれる本籍地等の機微情報は、特に厳重に管理します。(1)申し込みに関わる保証契約の引受け審査、履行、お客様へ連絡を取る為の連絡先及びそれに付するサービスの提供。(2)お客様からのお問い合わせがあった際、関連する内容を照会し、お答えするため。(3)当社が取り扱う可能性のある新しいサービスの開発のため。(4)提供するサービスの資料の送付、ご案内など。(5)当社のサービスの利用状況及び利用環境を含む市場調査のため。

3.情報提供先および共同利用の可能性のある先・項目・手段 フォーシーズ株式会社は、上記2.の利用目的の範囲内で、次のとおり個人情報の提供および共同利用を行うことがあります。(1)共同利用先・不動産業者・家主・保証会社・収納代行機関(2)提供先・官公庁・弁護士・金融機関・サービス・ローンクレジット会社・リース会社・収納代行機関・保険会社・保証会社・信用情報機関・家主・不動産業者・連帯保証人・本人の身内関係・本人の勤務先関係(3)項目・契約の有無・住所、氏名、電話番号、勤務先等、上記2.の利用目的に必要な個人情報の項目・賃借料支払状況に関する情報・保険契約に関する情報(4)手段・書面(郵送)、電話、電子メール

4.個人情報提供先の範囲 お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。(1)個人情報の直接取得時にお客様から同意をいただいている場合。(2)上記3. 情報提供および共同利用にあたる場合。(3)お客様個人が識別できない状態になっている場合。(4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。(5)国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。(6)法令に基づく場合。(7)本人である個人が第三者に不利益を及ぼすと判断される場合。(8)裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、特定の個人情報の開示を求められた場合。

5.個人情報の委託について フォーシーズ株式会社は、メールマガジン発信、ホームページ更新、システム開発・運用などのために必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがあります。

6.信用情報機関への本申込・契約に係る個人情報の提供、登録、使用及び電話接続状況履歴の取得等 (1)当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。))に契約者及び保証人(申込者及び保証人予定者を含む。以下同じ。)の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。(2)当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という。))、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、賃貸借申込物件情報等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事象に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申込、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。なお、保証額については賃貸借申込物件の賃料等1カ月分に相当する額を登録するものとします。(3)加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6カ月以内です。また、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については当該事実の発生日から1年以内です。(4)加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又

は支払能力を調査する目的のみに使用します。(5)当社は、加盟先機関から電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。)の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に使用します。(6)当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

・当社が加盟する信用情報機関

株式会社日本信用情報機構

TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

・当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー

TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

(7)契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。

7.登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示 フォーシーズ株式会社は、個人情報をご提供いただける正確かつ最新の内容で管理します。お客様からお申し出があったときは、登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示は適切に対応し、手続を行います。

8.情報提供の任意性 お客様の個人情報の提供は任意ですが、ご提供のない場合は、当社からのサービス、情報の提供、契約の締結ができない場合があることを予めご了承ください。

9.当社へのご意見、苦情について

<フォーシーズ株式会社 お客様相談窓口> フリーダイヤル 0120-565-906

個人情報管理責任者 取締役 経営管理部 安河内奈

10.開示等の請求手続 お客様の個人情報についての「登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権及び第三者提供記録の開示」(以下、開示等という)の手続きは、上記の「お客様相談窓口」にて対応いたします。当社は、ご本人からのご請求により、以下の方法でご本人の個人情報の開示等をさせていただきます。(1)お客様より開示等の請求のお申し出の際に、お名前・住所・生年月日・電話番号・当社との取引のあった時期・内容(対象物件名・部屋番号等)を確認させていただきます。(2)当社とのお取引の事実を確認後、現住所に「個人情報開示請求書」を郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を同封し、お申し込みください。(3)本人確認書類は、公的証明書(運転免許証のコピー・パスポートのコピー・住民票等)のご提出をお願いします。(4)個人情報開示の手数料は、情報1件につき保証書類に記載の項目情報は1,000円(税別)、それ以外の情報(賃借料支払状況等)は2,000円(税別)です。手数料は、当社指定口座への銀行振込(振込手数料お客様負担)をお願いします。(5)ご郵送いただく書類(個人情報開示請求書・本人確認書類・手数料振込の領収書)(6)ご郵送いただいた書類を確認後、原則として2週間程度で、書面にて回答いたします。(7)開示等請求については、業務の遂行上支障があると判断される場合は回答を制限させていただきます場合があります。

以上

<加盟する認定個人情報保護団体について>

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく下記の認定個人情報保護団体の会員になっております。認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情を受け付けております。

<一般財団法人 日本情報経済社会推進協会>

認定個人情報保護団体事務局

相談受付電話番号 0120-700-779

ホームページアドレス <https://www.jipdec.or.jp/>

4cs フォーシーズ株式会社 TEL 03-3434-3725 (代) FAX 03-5408-6569
〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13-7 <https://www.4cs.co.jp>
☎申し込みお問合わせフリーダイヤル 0120-17-1143 ☎ご意見・ご要望フリーダイヤル 0120-565-906



【集金代行約款(口座振替)】～口座振替をご利用の方～

第1条(約款の趣旨) 本約款は、貸與人(甲)と賃借人(乙)との間で締結する不動産賃貸借契約(以下「原契約」といいます。))に基づく乙の甲に対する賃料等、変動費その他の支払債務(以下「原契約債務」といいます。))のお支払い及び原契約債務の一定の範囲の保証を目的とする甲、乙、連帯保証人及びフォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます。))との間の「4csテナント保証契約書」又は「4cs高級賃貸保証契約書」いずれか適用のあるもの(以下「フォーシーズ保証契約書」といいます。))による契約(以下「フォーシーズ保証契約」といいます。))に基づく乙の当社に対するお支払いのうち、ジャックス株式会社(以下「ジャックス」といいます。))の集金代行システムを利用した当社の決済サービス(以下「本サービス」といいます。))によるお支払いに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、本約款に定める場合を除き、本約款の用語は、フォーシーズ保証契約における用法に従うものとします。

第2条(フォーシーズ保証契約) 1 乙は、フォーシーズ保証契約の内容を了承するうえ、本サービスを利用するものとします。2 本約款がフォーシーズ保証契約と異なる定めをしている場合には、本約款が優先するものとします。

第3条(ご利用のお申込み) 乙は、本サービスの利用を希望する場合、当社の指定する申込書に所定の事項を記入・押印して当社に提出することにより申込みを行うものとします。

第4条(集金代行による振替) 1 本サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務の支払について、当社がジャックスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。2 ジャックスは、毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、原契約債務の支払に必要な金額を当社に立替払するものと、毎月27日(休業日にあたる場合は翌営業日)(以下「賃料等振替日」といいます。))に当該額を乙が予め指定した金融機関(以下「指定金融機関」といいます。))の口座(以下「指定金融口座」といいます。))から振り替えることとします。

第5条(原契約債務の支払期限) 乙は、原契約の規定にかかわらず、前条第2項の振替により、毎月27日までに翌月分の賃料等を支払うものとします。

第6条(手数料) 乙は、本サービスの利用料として、当社に対し、月額300円(税別)を支払うものとします。

第7条(保証債務の履行) 乙の指定金融口座の口座残高が振替金額に満たなかった又はその他指定金融口座からの振替請求が金融機関により拒否されたことにより第4条第2項の振替ができなかった場合は、フォーシーズ保証契約第14条第1項の規定にかかわらず、同契約に基づく当社による保証債務の履行がなされたものとします。

第8条(連帯保証債務の履行) 前条に基づき当社の保証債務の履行がなされたときは、乙及び連帯保証人は、当社に対し、保証債務履行額及びこれに対する不奏功となった賃料等振替日の翌日から支払済みまで年14.6%(年366日の日割計算)の遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回800円(税別))を含みます。)(3)の全額を直ちに償還するものとします。

第9条(年間保証委託料) フォーシーズ保証契約第9条第3項に定める「保証債務を履行した回数」は、第4条第2項の振替ができなかった回数をいいます。

第10条(届出事項の変更) 乙は、当社、ジャックス及び指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第11条(解約) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。①乙が当社所定の手続きを経て本サービスの解約を申し出たとき ②フォーシーズ保証契約が終了したとき ③乙が第13条の本約款の改正に同意されなかったとき ④当社が本サービスの解約を申し出たとき ⑤当社が本サービスを営むことができなかったとき

第12条(振替金額の返金等) 1 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第4条第2項の振替ができた場合、甲は、乙に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。2 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第4条第2項の振替ができなかった場合、甲は、当社に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。3 前項に基づき当社が振替及び弁済に要した費用(1回あたり合計800円(税別))は、乙が負担するものとします。但し、乙が、甲に対し、予め本サービスの解約入力を進めていたにもかかわらず、甲が当社にその旨を報告しなかったときなど、甲に過失がある場合、振替及び弁済に要した費用(1回あたり合計800円(税別))は、甲及び乙が連帯して負担するものとします。

第13条(本約款の変更) 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。2 改正の内容が、乙の権利を制限し、又は新たな義務を課することとなる場合には、その内容を通知させていただきます。3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、乙から所定の期日までにご異議のお申し出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上